

奈良工業高等専門学校ハラスメントの防止等に関する規程

平成24年10月 1日制定

平成30年 3月27日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止等に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号、以下「機構規則」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(ハラスメント防止委員会)

第2条 本校にハラスメントの防止等に対応するため、ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第3条 委員会は、教職員及び学生等のハラスメントの防止等に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 ハラスメントの防止等に係る指導及び改善に関する事項
- 二 ハラスメントの防止等のための啓発活動に関する事項
- 三 ハラスメントの被害救済及び再発防止等の調査・検討に関する事項
- 四 その他ハラスメントの防止等に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長から指名された委員長
- 二 校長から指名された委員 若干名
- 三 総務課長
- 四 人事係長

(委員長)

第5条 委員長は、専任教員をもって充て、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長は、第3条各号に掲げる事項について、必要に応じ校長に報告するものとする。
また、第3条各号に掲げる事項の企画立案、実施決定の過程において、委員長は本校内各種委員会と連絡を密にするものとする。

(委員)

第6条 第4条第二号に掲げる委員（以下この条において「委員」という。）の指名は、教員、技術職員、事務職員のうちから行う。

- 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員に任期は、前任者の残任期間とする。

(苦情相談)

第7条 委員会は、第3条に掲げる業務のほか、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が教職員、学生及びその他関係者（以下「教職員、学生等」という。）からあったときの対応にあたるものとする。

（相談員）

第8条 本校に苦情相談を受けるための教職員（以下「相談員」という。）を置き、第4条各号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長が特に必要と認めたときは、外部の者を相談員に委嘱することができる。

（相談員の責務）

第9条 相談員は、教職員、学生等からハラスメントに関する苦情相談があった場合は、次のことを行う。

一 事実関係の確認

二 苦情を申し出た者（以下「相談者」という。）の望む措置の確認

三 緊急性の程度の把握

2 相談員は、機構規則第9条第2項の理事長が苦情相談への対応について定める指針に十分留意して、苦情相談に対応するものとする。

3 相談員は、苦情相談の処理にあたり、相談者の同意を得て苦情相談の内容を記録するとともに、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者への助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

4 相談員が苦情相談に応じた結果、相談者が納得しないときは、速やかに委員会を開催し、その対応にあたるものとする。

（事後措置）

第10条 校長は、委員長からの報告等に基づき、ハラスメント行為の事実関係があり、処分又は修学、就労若しくは研究環境の改善を行うことが必要であると認めた場合は、必要な措置を講ずるものとする。

（プライバシー等の保護）

第11条 苦情相談等の対応にあたっては、相談者の二次被害の防止、相談者及び関係者のプライバシーや名誉その他の人権に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事務）

第12条 委員会に関する事務は、総務課で行う。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年10月11日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

2 奈良工業高等専門学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する実施

要項（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。